

町営住宅の入居登録

町営住宅の入居を希望する方の登録の申請を受付けします。

配布期間 7月1日(火)～8月29日(金)
 ※土日祝日は総合案内のみ配布
受付期間 8月4日(月)～29日(金) ※土日祝日を除く

団地名	住所	住宅構造	形式	家賃
三本木	清地 3-19	4階建 鉄筋 コンクリート造	2DK	20,100円～ 40,000円
			3DK	23,700円～ 47,200円
下高野	下高野247	3階建 鉄筋 コンクリート造	3DK	18,700円～ 36,800円

※家賃は、世帯全員の所得合計により計算し決定します。
 ※空家発生時に登録順に従い町営住宅へ入居となります。

申告資格

- ・町内に住所または、勤務地があること。
- ・町民税を滞納していないこと。
- ・現に同居、または同居しようとする親族(婚約者およびパートナーシップ等を含む)がいること。(ただし、高齢者等の条件に該当する方は単身者での登録も可能)
- ・住宅に困窮していることが明らかであること。
- ・入居を予定している世帯全員の収入の総額が収入基準の範囲内であること。
- ・暴力団員ではないこと。

※父子および母子世帯、多子世帯、高齢者世帯等は優先的に登録します。

※詳しくは、申告用紙と同時に配布する「入居者募集のしおり」をご覧ください。

配布・受付・問 建築課 営繕担当 内線347

～住民票等の不正取得早期発見のために～ 本人通知制度のご利用について

町では、代理人や第三者の請求により住民票の写し等(本籍記載のもの)を交付した場合、その交付した事実について登録者本人に通知する「本人通知制度」を実施しています。

この制度を利用することで、住民票の写し等の不正請求の抑止や不正取得の早期発見が期待されます。なお、制度利用には、事前の登録が必要となります。

対象 杉戸町に住民登録または本籍がある方
手続 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、旅券等)をお持ちの上、町民課窓口で所定の申込書で申請

期間 無期限(ただし、住所・氏名・本籍等の登録事項に変更があったときは、変更の届出が必要になります。)

申・問 町民課 住民・戸籍担当 内線254・256

～花いっぱいのもちづくりを 目指して～ 花の種子・苗・苗木費用を助成します！

杉戸町コミュニティづくり推進協議会(コミ協)では、地域住民で構成する団体やグループなどが共同して実施する花植え活動に対し、花植えに要する種子・苗・苗木費用の助成を行い、花いっぱいのもちづくりを推進しています。

- 助成対象**
- ①コミ協会員
 - ②町内の10戸以上で構成する地域住民グループ
 - ③町内自治会、婦人会、PTA等の地域に密接した団体

助成内容 広場、公園、運動場、集会所等のコミュニティ施設(学校は除く)や、商店街、街路等の公共の場所への植栽に必要な種子・苗・苗木代(用具、肥料の購入費等は対象外)
 ※植栽場所の管理者に承諾を得ることが必要

助成金額 **回数** 1団体あたり年2回まで
上限額 コミ協会員 3万円
 その他団体 2万円

※1,000円未満は切り捨て
 ※予算の範囲内で助成
申請方法 所定の申請書を事務局まで提出
 ※申請書は、住民協働課で配布(町ホームページからダウンロード可)

問 杉戸町コミュニティづくり推進協議会事務局
 (住民協働課内) 内線283



農地を農地以外の 地目に変更するときは 農地法の許可や届出が必要となります

【農地転用するとき】

農地転用とは、田や畑などの農地を、宅地等の農地以外の目的に使用することをいいます。また、下記区域によって申請内容が異なります。

①**市街化調整区域**の農地転用は、農地転用の**許可**が必要です。

②**市街化区域**の農地転用は、農地転用の**届出**が必要です。
 ※許可を受けないで無断で転用することや、許可の内容と異なる目的に転用した場合には、厳しい罰則が定められています。また、市街化調整区域の農地転用は、農用地からの除外の手続きが必要な場合があります。

【農地の埋め立て(農地改良)をするとき】

農地の埋め立て(農地改良)には、農地法の**許可**が必要となります。ただし、埋め立て面積が、1,000㎡未満かつ工事期間が1か月以内の場合は、農地法の**届出**が必要となります。

※詳細は、**事前に農業委員会事務局までご相談、お問合せください。**

問 農業委員会事務局 内線324

～地域のコミュニティづくり運動を 助成します！～ コミュニティづくり運動助成事業

杉戸町コミュニティづくり推進協議会(コミ協)では、地域住民で構成する団体やグループなどが共同して活動するコミュニティ活動と環境美化活動に対し助成を行い、地域のコミュニティづくりを推進します。

事業名	コミュニティ活動事業	環境美化活動事業
助成事業	祭り、盆踊り、レクリエーション、講演会等、視察・親睦旅行	清掃(ごみ拾い・側溝清掃等)、草刈り
助成金	20,000円上限/年1回	3,000円上限/年1回
助成内容	事業に必要な経費(消耗品費、食材費、材料費、印刷製本費など)	消耗品費(作業時の飲料代、使用する用具)
助成対象	コミ協会員、町内自治会・町内会、婦人会、子ども会、町内の5世帯(人)以上で構成する地域住民グループ(環境美化活動のみ)	

申請方法 所定の申請書を事務局まで提出
 ※申請書は、住民協働課で配布(町ホームページからダウンロード可)
 ※詳細は町ホームページからご確認ください。

問 杉戸町コミュニティづくり推進協議会事務局
 (住民協働課内) 内線283



「杉戸町二十歳の集い」実行委員を募集します

新たに二十歳を迎える方を対象に「二十歳の集い」の実行委員を募集します。

活動内容 9月下旬から計3回程度の会議の開催を予定しており、式典当日の役割分担や内容について話し合います。当日は地域の方々や町職員と協力しながら、式典の進行を行っていただきます。

令和8年杉戸町二十歳の集い

日程 令和8年1月11日(日)

場所 ・生涯学習センター(杉戸中学校の通学区域の方)
 ・すぎとピア(広島中学校・東中学校の通学区域の方)

対象 平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれの方

人生の節目となる大切な一日を、思い出深いものにするために、皆さんのアイデアと力を活かしてみませんか? 「自分たちの手で、二十歳の集いを盛り上げたい!」という熱意のある方、ぜひお申込みください。お待ちしております!

申・問 社会教育課 社会教育担当 内線484

町からの情報はコチラ

すぎとひろば

杉戸町役場 ☎0480(33)1111
 町ホームページ <http://www.town.sugito.lg.jp/> ▲



7月15日～24日 夏の交通事故防止運動が実施されます! 「人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県」

この時期は、児童・生徒の交通事故や、夏の開放感や暑さによる疲労などで交通事故が発生しやすくなります。一人ひとりが交通ルールを守り、ゆとりを持った運転や交通を心がけ、事故のない安心・安全な杉戸町を目指しましょう!

【県運動重点】

- 自転車乗用時のヘルメット着用促進と交通ルールの遵守
- こどもと高齢者の交通事故防止
- 飲酒運転の根絶

【町運動重点】

- 交通ルールの遵守と安全確認の徹底
- 問 危機管理課 交通・防犯担当 内線284

道路・水路上に物を置かないでください

道路上に許可なく物件を設置することは法令等で禁じられています。

道路・水路上に置かれた植木鉢や広告看板、車の出入りのための乗り入れブロック等は、**歩行者や自転車などが接触して、思わぬ事故を引き起こす危険性があります。**

道路・水路上に置かれた物件が原因により事故が起きた場合、物件の所有者が責任を問われることがあります。安全な通行を確保するため、道路・水路上に物を置かないようご協力をお願いします。

問 都市施設整備課 管理担当 内線376

すぎぴよんカフェ(認知症カフェ)

認知症の方やその家族等、リラックスした空間で集まり交流しませんか。

日時 7月18日(金) ①10時～10時50分
 ②11時～11時50分

※2部入替え制とさせていただきます。

場所 ウエルシア杉戸倉松店 ウエルカフェ

参加費 無料

内容 参加者同士の交流、もの忘れや認知症・健康・介護に関する個別相談。認知症疾患医療センター(久喜すずのき病院)相談員による相談。

定員 ①②とも各6～8名程度
 (申込不要。個別相談希望者は要事前連絡。)

問 高齢介護課 地域包括支援センター担当 内線302

